

セミナー会場
小牧商工会議所会館
3階 研修室B

令和7年3月26日（水）

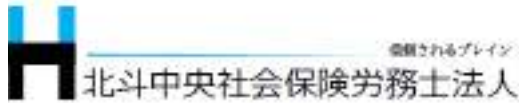
午前の部
10:00~12:00

午後の部
13:00~15:00

参加無料
(定員：各回先着10名)

中小企業の社長 経営者の方必見！

労務管理の基礎講座



これだけ押さえておけば
労務対策は万全です！



法定帳簿

監督署や年金機構の調査で
必ず提出を求められる書類

1. 労働者名簿
2. 出勤簿
3. 賃金台帳
4. 年次有給休暇管理簿



労働条件の通知

労務管理の基本は
まず入口から

令和6年4月の法改正で
労働条件の明示ルールが
変更になっています



就業規則と三六協定

必ず押さえておきたい届出

会社のルールブックである
就業規則とほとんどの会社
で毎年締結・届出しなければ
ならない36協定について
シッカリ押さえておきましょう

北斗中央社会保険労務士法人

485-0029 愛知県小牧市中央五丁目203
0568-73-2238

労務CHECK!

- | | | |
|---|-----|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 雇用契約書を作成していない | ➤➤➤ | せっかく採用しても すぐに退職していませんか？ |
| <input type="checkbox"/> 勤怠を紙ベースで管理している | ➤➤➤ | 賃金の未払いで訴えられたら 支払わざるを得ません |
| <input type="checkbox"/> 残業の計算基礎は基本給のみ | ➤➤➤ | その給与計算、間違っている 可能性が高いです |
| <input type="checkbox"/> 就業規則はあるが更新していない | ➤➤➤ | その就業規則ではモンスター 従業員から会社を守れません |
| <input type="checkbox"/> 毎年36協定を届出していない | ➤➤➤ | 残業させた時点で 法令違反になります |
| <input type="checkbox"/> 有給休暇の付与と取得を記録していない | ➤➤➤ | 法令違反です（罰則あり） |

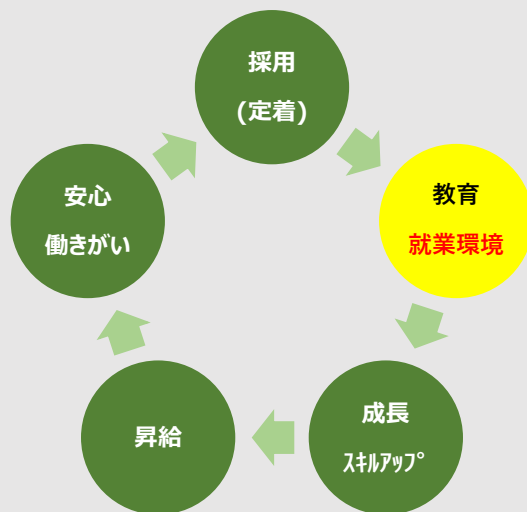
■ 講師紹介

谷口精 (たにぐちまさし)

社会保険労務士
登録番号23120036

製造業管理部門の
マネジメントを9年
経験後、北斗中央
社会保険労務士法人
代表就任


労務管理の基礎から
勤怠給与システム導入
人事制度の構築まで
中小企業の業務改善
実績多数



労務管理は就業環境を整える第一歩です。

基本を押さえて定着率をアップしましょう！

「わかっている」はずなのに、思わぬトラブルに発展しがちな
労務管理の「チェックポイント」を実務経験豊富な社労士が
丁寧に解説します！


お申込みは
こちらから
(1社2名まで)

